

平成30年 第11回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年6月12日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

<p>斉藤教育長</p>	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、平成30年第11回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は、2名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と松原委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教職員の人事についてですが、この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13号に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成多数と認めます。これにより会議は秘密会となります。</p> <p>傍聴人の方は退出願います。</p> <p>なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p>〔傍聴人退室〕</p> <p>〔秘密会〕</p>
<p>教育長</p>	<p>秘密会はここまでとします。</p> <p>傍聴人の再入室を認めます。</p> <p>〔傍聴人再入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、いじめ電話相談についての報告をお願いします。</p>

市川教育研究所長	<p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>本日は、今年度5月分のいじめ電話相談について報告させていただきたいと思います。まず、月別相談件数のところをごらんいただきたいと思います。5月は2件、延べで2回でございます。その下、学齢別、男女別件数のところをごらんいただきたいんですが、1件は小学校4年生の男子児童にかかわる相談、もう一件は小学校6年生の男子児童にかかわる相談でございます。その下、相談の内訳をごらんいただきたいんですが、主訴別では、直接の言葉によるものが2件、持ち物が2件、その他2件でございます。2件とも直接の言葉によるもの、それから持ち物によるもの、その他。その他というのは、からかわれるとかそういったところですが、このような内容になっています。2件とも実際に相談された方はお母さんでございます。ともにこの2件の状況を簡単に申し上げますと、もう相談された段階で既に学校等に対応しているというような状況でした。でも、なかなか改善しないということでご相談いただいたんですが、相談員のほうからそれぞれの案件について指導室のほうにも情報提供し、指導室と学校とで継続して対応しているといったような状況でございます。</p> <p>概要は以上でございます。</p>
教 育 長	何かご質問、ご意見はございますか。
石 井 委 員	小学校4年生の子が1件、6年生が1件ということで、一番下、学齢別主訴を見ますと、両方とも小学生で低学年になっているんですが、これはどういことでしょうか。
教育研究所長	大変失礼いたしました。こちらは転記ミスですね。小学校低学年のほうは1、1、1で、合計が3になります。それから、小学校高学年のほうも1、1、1で、3という形になりますので、申しわけございませんでした。
石 井 委 員	ありがとうございます。
松 原 委 員	すみません、2件とも学校名がわかっているということで、指導室と連携をされているということでよかったなと思うんですけども、深刻度といいましようか、心配といいましようか、その辺はいかがでしょうか。
教育研究所長	今回、私どもが把握している情報の範囲で申し上げますと、これは例えば

	<p>1回や2回ということではなくて、両方とも一定期間継続している案件でございます。ですから、そういった意味では、深刻な案件として受けとめなければならないものというふうに捉えております。いろいろな案件があるんですけれども、例えば、1回の子ども同士のいざこざとかそういったレベルではなくて、実際に学校から得ている情報においても一定期間、それこそ前年度からとかそういった形で継続しているような案件でございますので、厳しい状態が続いているのかなと認識しています。</p>
上野委員	<p>ご相談の内容のところは直接、持ち物、その他と分けていますが、これ、いじめられている子が2人ですよね。ということは、1人に三つの内容が全部兼ねているということなんですか。</p>
教育研究所長	<p>今回の2件についてはともに共通する部分があります。まず、直接の言葉に関しては、例えば、あだ名を言われるとか、言葉でからかわれるとか、そういったようなことがあったり、それから持ち物については、これもともに物を隠されたりとか物を落とされるというようなことがあったり。そのほかとしては、例えば一方のお子さんについては、公園に名前を落書きされとか、そういったようなケースがあります。ですから、それぞれがこの言葉の直接、持ち物、その他に該当するというような事案でございます。</p>
上野委員	<p>両方ともお母さんからの相談だということですが、その前に学校との間でお母さんがいろいろやっていたんだけど、どうも継続しているという。埒が明かないということで、今度はこちらの教育委員会のほうへ直接電話がかかってきたと、こういう事例ですね。</p>
教育研究所長	<p>そうです。</p>
上野委員	<p>この二つの学校は同じ学校じゃないでしょう。</p>
教育研究所長	<p>違います。</p>
上野委員	<p>違いますよね。 それで、学校とか特定の小学生の名前とかというのは、ここではともかく、わかっているわけですね。</p>

教育研究所長	そうです。
上野委員	そうすると、教育委員会としてはその学校の校長ないしその他に連絡をしたということですね。今後どういうふうな形になりますか。
教育研究所長	<p>実際、ご相談いただく前に保護者の方が学校の担任の先生に相談されたりということが非常に多いんです。本件だけの話ではないんですけれども、こういった典型的な相談の流れですと、まず保護者の方が担任の先生などに相談すると。なかなか担任一人の力で解決しない事案が多ございますので、そうすると、例えば学年主任の先生であるとか、主幹の先生であるとか、場合によっては、校長、副校長がということになります。ともに学校としては組織的に対応はしていたという事案なんですけど、ただ、実際に管理職のかかわり方というのが若干薄い部分がまだあったのかなというふうに見ています。ですので、私どもがいただいた情報を管理職と直接やりとりすることによって、それまで以上に管理職主導で子どもたちへの対応をしたりというようなことが両方とも行われていて、相談していただいたときに比べますと、現在、私どもが把握している情報では、お子さんの状態は改善しているというような報告は受けているところでございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、平成30年第11回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後1時23分</p>